

平成 28 年 4 月

各都道府県知事 殿  
各市町村長 殿  
各特別区長 殿

総務省情報流通行政局  
情報通信利用促進課長

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、「評価ツール：miChecker」の活用について（依頼）

貴職におかれましては、平素から当省の情報通信政策に特段の御理解・御協力を賜りありがとうございます。  
ごさいます。

さて、インターネットが主要な情報伝達手段となった今日、地方公共団体等の公的機関のホームページ等の重要性は、従来に増して高まっています。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号 通称：障害者差別解消法）が本年 4 月から施行され、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」と位置付けられ、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

このような背景から、地方公共団体等は、高齢者や障害者を含め、誰もが支障なくホームページ等を利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に取り組む必要があります。

このウェブアクセシビリティの基準については、日本工業規格（JIS）において、JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」（以下、「JIS X 8341-3」という。）として定められています。

当省では、JIS X 8341-3 に基づきウェブアクセシビリティの向上を図るための手順書及び評価ツールの作成・公表を行ってきました。

本年 3 月の JIS X 8341-3 の改正等を踏まえ、当省では有識者や関係府省等の御知見を賜りつつ、手順書を「みんなの公共サイト運用ガイドライン」として改定するとともに、「評価ツール：miChecker」も機能の拡充等を図りましたのでお送りします。

つきましては、本ガイドライン及び評価ツールを活用しつつ、ウェブアクセシビリティの向上に計画的に取り組んで頂きますようお願いいたします。

なお、当省では、地方公共団体等におけるウェブアクセシビリティの確保に向けた取組の状況について、今後、調査を予定しています。調査実施の際には、御協力賜りますよう併せてお願いいたします。

参考：総務省報道発表

「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」及び「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker Ver.2.0」の公表（平成 28 年 4 月 20 日）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu05\\_02000074.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000074.html)

連絡先

情報流通行政局 情報通信利用促進課

担当：岡崎課長補佐、山本主査

電話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5743